

平成28年2月22日  
内閣府（防災担当）

## 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」 の改定について

平成22年4月に策定した「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」について、東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改定しましたので、お知らせいたします。

### ○主な改定内容

- 近年の災害事例等を踏まえ、地震のみならず自然災害一般を対象とした手引きに見直し、記載内容等を充実
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、代替庁舎を事前に特定することの重要性について強調するとともに、発災時の職員の安全確保、円滑に応援が受けられるよう体制の整備を図ることの重要性について記載
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、非常用発電機の浸水対策などの基本的な留意事項を充実させるとともに、人命救助の観点から重要となる「72時間」の非常用電源の確保を推奨
- 実効性のある業務継続計画策定のポイント（全庁的な検討体制で策定することの重要性、行政の被災を前提とした効果的な訓練項目など）について記載を充実させるとともに、対策の参考となる事例や文献を大幅に拡充

など

なお、本手引きについては、以下の内閣府（防災担当）のホームページからご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/index.html>

#### <本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（防災計画担当）付

電話：03-3501-6996

参事官補佐 大山 直宏  
主 査 梶原 佑介  
FAX：03-3581-7510

# 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」の改定について

## 改定の経緯

### 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」策定 (平成22年4月)

地方公共団体における業務継続体制の確保に係る検討を支援することを目的として、**地震発災時の業務継続に必要な事項及び手法等**をとりまとめ

#### 東日本大震災の発生(平成23年3月)

一時的に行政機能が喪失する事象が発生し業務継続性の確保が課題

### 防災基本計画修正(平成23年12月)

地方公共団体は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものと記述

### 第1弾 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」策定(平成27年5月)

従来の「手引きと解説」の内容が小規模な市町村にとって作業量が多いものとなっていたと考えられたため、**人口が1万人に満たないような小規模市町村であってもあらかじめ策定していただきたい事項**を抽出

#### 関東・東北豪雨災害の発生(平成27年9月)等

電力の喪失により災害対応に支障等

### 第2弾

### 今回の改定

### 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」改定(平成28年2月)

東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえ**内容の拡充等**を図り、従来の「手引きとその解説」を改定

### 防災基本計画修正 (平成28年2月)

地方公共団体における**業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化**(電気・水・食料等の確保、非常時優先業務の整理等)

有識者による検討

## 主な改定内容

### 対象とする災害を自然災害一般に拡大

- 近年の災害事例等を踏まえ、**地震のみならず自然災害一般**を対象とした手引きに見直し、記載内容等を充実

### 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し

- 代替庁舎を事前に特定することの重要性を強調
- 発災時の**職員の安全確保、円滑に応援が受けられるよう体制の整備**を図ることの重要性について記載

### 近年の災害教訓を踏まえた見直し

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害等を踏まえ、**非常用発電機の浸水対策**などの基本的な留意事項等を充実
- 人命救助の観点から重要となる**「72時間」の非常用電源の確保**を推奨

### 実効性のある計画策定のポイント等を記載

- **全庁的な検討体制で策定することの重要性**、行政の被災を前提とした**効果的な訓練項目**等の記載を充実
- 対策の参考となる**事例や文献**を大幅に拡充

## 今後の流れ

全地方公共団体に配布し業務継続計画の策定を促進。また、既に業務継続計画を策定済みの地方公共団体においても更なる充実に活用